

教保体第1808号
令和5年3月2日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 } 様
各教育事務所（支所）長 }

埼玉県教育委員会教育長

不審者侵入に備えた学校安全管理の徹底について（通知）

日頃、本県児童生徒の安全教育及び安全管理に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、昨日3月1日（水）12時20分頃、戸田市内の中学校に不審者が侵入し、教員が切り付けられるという事件が発生しました。

各学校におかれましては、危機管理マニュアルの見直しや教職員を対象とした実効性のある研修に取り組んでいただいているところですが、下記の資料を参考に学校の危機管理体制を改めて点検し、必要な措置を講じるとともに、不審者侵入防止対策及び不審者侵入時の対応等について、全教職員に対して周知徹底を図るようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、各学校等への周知につきまして御配意をお願いいたします。

記

[別添1] 学校の危機管理マニュアル 作成の手引き P24-P31

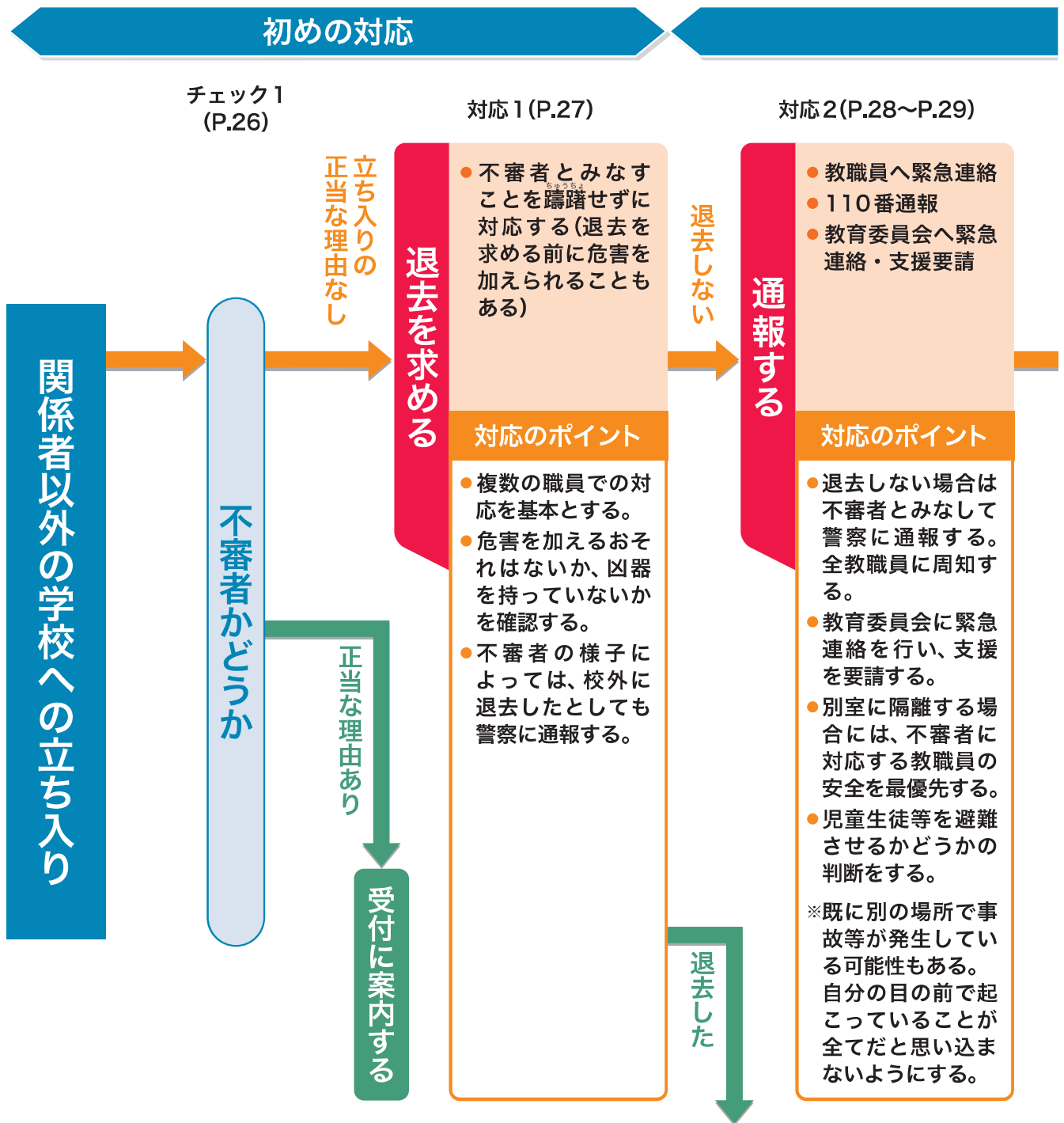
[別添2] 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン
P89（解説編P59）

[別添3] 文部科学省URL：

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/index_publications.html

県立学校部保健体育課
健康教育・学校安全担当 遠井
電話 048-830-6964

不審者の立ち入りへの緊急対応の例



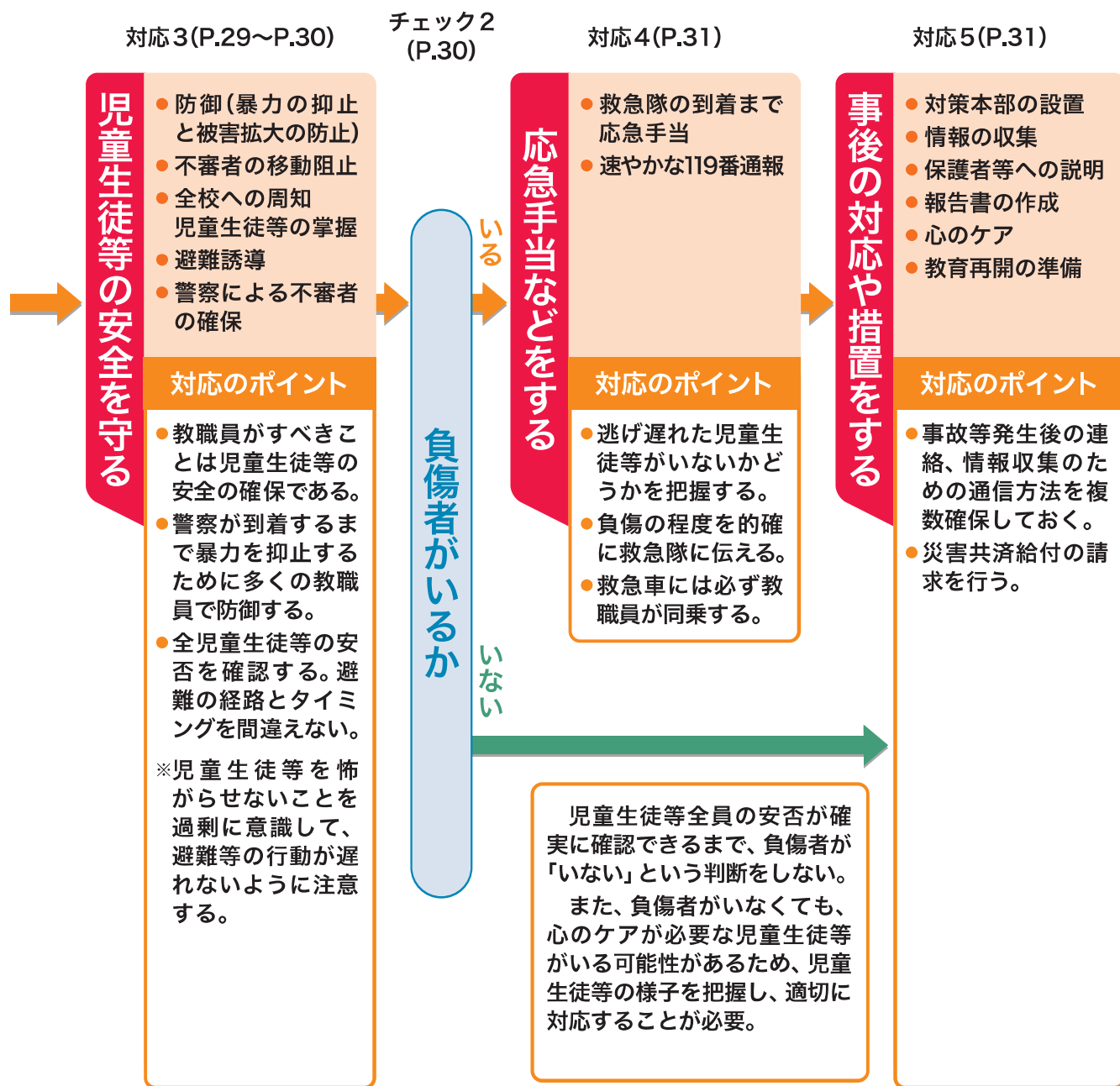
不審者情報の共有

不審者情報は、警察や教育委員会に報告し、学区内教育委員会は、当該学校の近隣学校（国私立、

各学校においては、以下のフローを参考に、各学校の実情にあった対応ができるよう体制整備や訓練を行う必要があります。

緊急事態発生時の対応

事後の対応等



のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようにします。他市の学校含む)に情報提供する体制を構築しておくことが必要です。

チェック1 不審者かどうか

学校には多くの方が、様々な用事で訪れます。しかし、の中には正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうしたりする者があります。それらの者を不審者と呼びます。

学校では、児童生徒等を犯罪被害から守るため、施設設備の状況も踏まえ、まず、必要な体制等を整備し、不審者かどうかを確実にチェックする必要があります。ただし、相手の感情を高ぶらせて暴力行為を招いてしまうような対応をしないように注意します。少しでも不審な点があると感じた段階で、複数の教職員で対応することを心掛けます。

なお、暴力行為を働いたり凶器を持っていたりする場合には直ちに対応2に移ります。

【1】不審者かどうかを見分ける。**(1) 来校者として不自然なことはないかをチェックする。**

- 来校者の名札、リボン等をしているか。
- 不自然な場所に立ち入っていないか。
- 不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか。
- 凶器や不審物を持っていないか。

※来校者が名札やリボンを付けたりするルールを学校全体で話し合っておき、保護者等に周知しておきます。

※受付場所は校舎外あるいは入口近くにあるのが望ましい。日頃から、全教職員が学校の門や出入口の開閉状況に気を配るように心掛けます。

**(2) 声を掛けて、用件をたずねる。**

- 用件が答えられるか。また、正当なものか。
- 教職員に用事がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。
- 保護者なら、児童生徒等の学年・組・氏名が答えられるか。

(3) 正当な理由があっても、名札、リボン等を付けていない場合には必ず受付に案内する。

※対応した教職員だけが「正当な理由のある」来校者と知っていても意味がありません。また、名札やリボン等の重要性を保護者等に理解してもらうことも大切です。



教職員や保護者がIDカードを付けている学校が増えてきています。IDカードの氏名や役職を遠くから読み取ることは不可能ですが、IDカードを付けているかどうかは判別できます。不審な様子を感じたからといって、いきなり取り押さえることはできませんが、IDカードを付けていないことを理由として声を掛けることは難しくないでしょう。IDカードを付けていない来校者には積極的に声を掛け、不審者かどうかを見分けるようにしましょう。

対応1 退去を求める

正当な理由のない者には、丁寧に校地・校舎内及び周辺からの退去を求めます。このとき、ほかの教職員に連絡して協力を求め、複数人での対応を基本とします。退去に応じた場合でも、再び侵入するおそれがないかを見届ける必要があります。また、再び侵入しそうな場合、凶器を持っていることが分かった場合、暴力的な言動をした場合など退去に応じない場合は、速やかに警察への通報に移ります。

【1】他の教職員に連絡して協力を求める。

- 原則、教職員が一人で対応してはなりません。自身の安全のために適当な距離をとりながら、多くの教職員が駆けつけるのを待つことが大切です。

【2】言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。

- 相手に対応するときは、相手が手を伸ばしても届かない距離を保つ必要があります。
- 教職員が持っていたとしても自然である長い定規などを持つことも有効です。
- 毅然とした態度で対応し、いかなる場合であっても、不審者に背を向けないようにします。
- できる限り、児童生徒等がいる場所に不審者を向かわせないようにします。



【3】退去に応じない場合には、不審者とみなして「110番」通報する。

【4】退去後も再び侵入しないか見届ける。

不審者が退去に応じた後は、以下の対応を行う。

- (1) 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届ける。
- (2) 門や入口が開いている場合には必ず閉めて施錠する。
- (3) 再び侵入したり近くに居続けたりする可能性があるため、しばらくの間は複数の教職員がその場で様子を見るようにする。
- (4) 警察や教育委員会に連絡し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校や自治会に情報提供を行う。

※連絡を受けた教育委員会は、近隣の全ての国公立学校に連絡することが必要です。



対応2 通報する

退去に応じない場合には、児童生徒等に危害を加える可能性があると考えなければなりません。

校内緊急通報システムや校内放送等を用いてほかの教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請などを行う必要があります。同時に、可能であれば別室に案内して隔離することを試みるとともに、所持品に注意して警察の到着を待ちつつ、児童生徒等を避難させるか判断します。

隔離できない、暴力の抑止が困難である場合には、直ちに対応3に移ってください。

【1】校内緊急通報システムや校内放送等を用いて他の教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請を行う。

- 不審者がまだ暴力的な言動をしていない場合には、サイレンを鳴らさないでパトカーに来てもらうことも検討します。

【2】立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離することを試みる。

- 児童生徒等から遠い位置にある部屋に案内します。
- 複数の教職員で案内します。案内する際には、危害を加えられる可能性があるため、前ではなく、横を歩くようにします。
- 別室では不審者を先に部屋の奥へ案内し、教職員は身を守るために入口近くに位置します。
- 不審者と教職員が1対1にならないようにします。
- 教職員がすぐに避難できるように、別室の出入口の扉は開放しておきます。

【3】所持品に注意して警察の到着を待つ。

- 凶器をカバン等に隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意します。
- 不審者が興奮しないように、丁寧に落ちついて対応し、警察が到着するのを待ちます。
- 到着した警察官が不審者のところに駆けつけられるよう、警察官を案内する教職員を決めておきます。



【4】児童生徒等を避難させるかどうかを判断する。

教職員は、自分の目の前で起こっていることだけでなく、学校全体の様子を気に配る必要があります。児童生徒等を避難させるのと教室に留まらせるのと、どちらが安全かを素早く冷静に判断しなければなりません。児童生徒等を避難させる必要がある場合には、役割分担に応じて安全に誘導するなど、警察により不審者が確保されるまでの間、児童生徒等の安全を守ります。避難を指示する場合は、あらかじめ決めておいた文言を放送で流します。

<避難指示の一例>

「これから緊急集会を開きますので、全員〇〇に集合してください。なお、〇年生は〇〇室前の階段を使用してください。」

<待機と支援要請の一例>

「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員教室で待機してください。〇〇係の先生は、〇〇へ集まってください。」

不審者への対応については、最初から児童生徒等や教職員に危害を加える目的で侵入してくる場合や、教職員が対応しているうちに豹変して危害を加えてくる場合等、様々な場合が想定されます。

どのような場合であっても、教職員だけで何とかしようと考え、被害が拡大する可能性がありますので、危険を感じた場合は、警察に躊躇なく連絡する必要があります。

通報・情報共有

通報は、落ち着いて要点を伝えるようにします。

立ち入りがなかった場合も、警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようにします。

連絡のあった教育委員会は、当該学校の近隣学校(国私立、他市の学校含む)に情報提供することが必要です。

『110番』通報の要領

- 局番なしの「110」
 - 落ち着いて、例えば
「△△小学校です。男(女)が侵入して暴れています。子供がけがをしました。すぐに来てください。」
 - その後は、質問に答える形で
・ 通報者氏名、場所(校外の場合)、電話番号などを落ち着いて知らせる。
- ※「110番」通報をしている場合は、救急車が連動して手配されるが、重複してもよいので「119番」通報をする。



対応3 児童生徒等の安全を守る

児童生徒等に危害が及ぶおそれがある事態では、大切な児童生徒等の生命や安全を守るために極めて迅速な対応が必要です。不審者の確保は警察に任せるべきであり、警察が到着するまでの時間を稼ぐことを優先します。

このとき、応援を求め、必ずほかの教職員と協力して組織的に行動することを心掛けます。2～3人の教職員では、刃物を持っている不審者を抑止し、移動を阻止することは極めて困難です。多くの教職員が、防御に役立つものを持って取り囲み、組織的に児童生徒等の安全を守るように心掛けます。

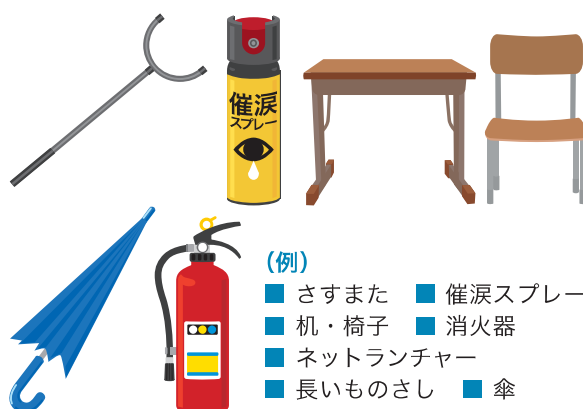
また、こうした事態に備えて、さすまた等については、使用方法を全教職員が理解しておく必要があります。

【1】防御(暴力の抑止と被害の防止)する。

対峙した教職員は、児童生徒等から注意をそらさせ、不審者を児童生徒等に近づけないようにすることで、被害(の拡大)を防止しながら、警察の到着を待つ必要があります。教職員の応援を求める際には、警報装置、通報機器防犯ブザー、校内放送等が考えられます。

なお、応援に駆けつける場合は、必ず防御に役立つものを持っていくようにしましょう。

防御に役立つもの(例)



(例)

- さすまた
- 催涙スプレー
- 机・椅子
- 消火器
- ネットランチャー
- 長いものさし
- 傘

さすまた等の不審者を取り押さえるための用具の活用にあたっては、相手に奪われることがないように注意するとともに、複数人でのけん制、取り押さえに配慮しましょう。警察の指導を受けられる講習会等に参加して、正しい使い方を身に付けましょう。

【2】避難の誘導をする。

- 教室等への侵入などの緊急性が低い場合や避難のため移動することで不審者と遭遇するおそれがある場合は、児童生徒等を教室等で待機させます。(ただし、教室を施錠するとともにすぐに避難できる体制を整えておく。)
- ほかの教職員から避難の指示がある場合はそれに従う。教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくとも児童生徒等が避難できるよう訓練しておきます。
- どの時点で避難の指示を出すのかを事前に決めておく。原則として、不審者が警察に確保されてから避難させる。最終的には、全校児童生徒等を運動場や体育館に集めて点呼を行います。

※教職員は校舎内の教室配置等を熟知していなければなりません。校舎内の教室配置等を知ることは、新しい学校に着任して最初にすべきことです。

多くの学校で不審者対応訓練が行われていますが、訓練は不審者を捕らえることを目的とするものではありません。あくまで、不審者から児童生徒等を遠ざけ、警察が来るまでの時間を稼ぎ、児童生徒等の安全をいかに確保するかを確認するために行うものです。このために、防御や不審者の移動の阻止について訓練するとともに、不審者確保後の逃げ遅れた児童生徒等の捜索及び家庭への連絡や引渡しなども訓練の一部に入れる必要があります。

チェック2 負傷者がいるか

不審者が暴力行為を働いた場合は、児童生徒等や教職員が負傷することが考えられます。それは、必ずしも教職員が付いている授業中だけではなく、休憩時間や放課後などを含めた活動・時間帯に発生するおそれがあり、それぞれの場合に応じて、負傷者の有無などの情報を収集できる体制を整えておく必要があります。

【1】負傷者を発見したら速やかに119番に通報する。

児童生徒等や教職員が負傷した場合には、すぐに「119番」に通報して救急車を要請する必要があります。

全ての教職員が「110番」及び「119番」通報の要領を理解していることが大切です。「110番」通報をしている場合は、負傷者がいることを伝えることにより救急車が連動して手配されますが、重複しても構わないので「119番」通報をしましょう。

【2】逃げ遅れた児童生徒等の有無を把握する。

その日に出席しているのに避難場所にはいない児童生徒等がいれば、負傷のために避難できなかった可能性があるため、分担場所を決めて校内を探します。

(1) 職員室や事務室など各学校で、情報を集約する場所、担当者を決めておきます。

- 通信方法は複数確保する。
- 逃げ遅れて隠れている児童生徒等が安心できるような声を出しながら捜索を行う。
- 集約した情報は、負傷者や行方不明者を探す教職員全員の目につくようにする。

(2) 負傷者が複数の場合に、誰が、どこで、どういう状態かという情報を救急隊に正確に伝えることを心掛ける必要があります。

(3) 負傷の程度、搬送された病院、付き添っている教職員の名前は必ず全体で共有します。(救急車に同乗するのは、搬送される児童生徒等をよく知る教職員(できれば担任)であることが望ましい。)

(4) 全ての児童生徒等と教職員の無事が確認されるまでは「負傷者がいない」という判断をしないようにしましょう。

(5) 必要に応じて、学校周辺の店や民家などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べます。

- あらかじめ学校周辺の店等の連絡先を把握しておき、緊急時には電話による確認を行う。
- あらかじめ緊急事態に情報提供してもらえるようネットワークづくりをする。
- 担当者が学校周辺を回って情報収集する。

対応4 応急手当などをする

【1】負傷者の応急手当を行う

- (1) 救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにします。そのためには、教職員等を対象に実技研修会を実施し、応急手当の技能の習得に努めることが必要です。(P.19参照)
- (2) 負傷者を見つけた場合、容体を観察すると同時に応援を依頼します。
 - 一刻を争う容体の負傷者を見つけた場合、管理職の判断を仰がずに救急車を要請する。

対応5 事後の対応や措置をする

不審者の暴力行為等により、児童生徒等や教職員が死傷する事故等があった場合は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となります。

こうした事後の対応や措置を組織的かつ円滑に実施するために、平時から事故等対応の組織体制を確立し、事故等の発生時には速やかに活動を開始できるようにしておくことが必要です。教育委員会は学校が行う事後の対応や措置を適切に支援することが必要です。

また、暴力行為を目撃して強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる児童生徒等には、心のケアも必要となります(P.52参照)。

<対応の流れのポイント>

- 1 対策本部の活動を開始し、事後の対応や措置を機能的に行う。
(P.18参照)
- 2 情報を収集し、事故等の概要等について把握・整理し、提供する。
(P.53参照)
- 3 できるだけ速やかに保護者等に連絡や説明を行う。
(P.53参照)
- 4 教育委員会は、学校を積極的に支援する。
(P.55参照)
- 5 事故等発生後の連絡、情報収集等のための通信方法を複数確保しておく。
(P.19参照)
- 6 教育再開の準備及び事故等の再発防止対策を実施する。
(P.55参照)
- 7 報告書を作成する。
(P.55参照)
- 8 災害共済給付等の請求をする。
(P.55参照)

3-2 犯罪被害発生時の対応

3-2-1 不審者侵入事案発生時の対応

正当な理由なく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうとしたりする人がいた場合には、不審者とみなして、児童生徒等の安全を最優先に対応することが必要です。

危機管理マニュアルには、校地・校舎内で校内関係者以外の人を見かけた場合の対応について、具体的に記載します。不審者かどうかを判断する方法や、不審者であることが判明した場合の初期対応（退去を求め等）、退去要請に応じなかった場合の通報をはじめとする対応手順について、フロー図などの形で整理しておきましょう。

不審者への対応には、下記のような注意点が 있습니다。これらについても、フロー中に留意事項として記載するとともに、訓練により教職員全員が身に付け、的確な対応ができるようにしておくことが望めます。

記載の視点

- 不審者立ち入りへの対応フロー
 - 不審者か否かの判断方法
 - 応援教職員の集め方（緊急ブザー等）
 - 不審者への初期対応（退去を求め等）
 - 110番通報、学校設置者等への緊急連絡
 - 児童生徒等の避難判断・指示、避難誘導
 - 不審者の隔離・抑止
 - 安否確認、負傷者等の応急手当
- 不審者侵入に関する情報共有・対応指示するための具体的方法（校内緊急放送文案等）

【不審者対応の留意事項(例)】

- 原則として一人では対応せず、応援を得て二人以上で対応する。
- 手を伸ばしても届かないよう、相手との距離を保つ。
- 児童生徒等から不審者をできるだけ遠ざける。
- 相手に背を向けない。相手が持っている荷物等から目を離さない。
- 別室へ案内する場合は、相手を部屋の奥へ案内し、教職員は入口付近に位置して、出入口を開放する（避難経路の確保）。
- 警報ブザー・ホイッスルの使用、110番通報などをためらわない。
- 目の前の状況だけで判断しない（すでに校内の別の場所で事件発生の可能性もある）。
- 防御は、不審者の取り押さえを目的とせず、児童生徒等に近付けずに、警察の到着を待つ。

また、特に、不審者が校内に侵入してしまった場合には、不審者本人に気付かれないようにしつつ、校内の他の教職員に情報共有したり、児童生徒等に対応を指示したりすることも必要となります。そのための手順として、特定の用語を用いた緊急放送の文案等をあらかじめ決めておくことも必要です。

《参考資料》

- 文部科学省 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）p.24～31
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyuu_all.pdf

文科省作成資料・取組・事業

全国での取組・モデル事業の概要と成果

刊行物（学校安全参考資料）

映像資料(DVD)

刊行物（学校安全参考資料）

総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課作成



第3次学校安全の推進に関する計画

作成：令和4年3月

学校安全全般

第2次計画期間（平成29～令和3年度）が終了することから、中央教育審議会の審議を踏まえて、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、新たな5年間（令和4～8年度）の計画として策定。

概要版

第3次学校安全の推進に関する計画



学校事故対応に関する指針

作成：平成28年3月

学校安全全般

概要版

全体版



「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

作成：平成31年3月

学校安全全般

【内容】

第1章 総説

第2章 学校における安全教育

第3章 学校における安全管理

第4章 事故等発生時における心のケア

第5章 安全教育と安全管理における組織活動

* 付録として、学校安全計画例や安全に関する指導の内容例、安全点検表の一例などが掲載されている。



学校の危機管理マニュアル作成の手引

作成：平成30年2月

学校安全全般

はじめに

第1章 危機管理マニュアルについて

第2章 事前の危機管理

第3章 個別の危機管理

第4章 事後の危機管理

あとがき

※地震・津波災害については、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を活用してください。



学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン

作成：令和3年6月

学校安全全般

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン

学校向け参考リーフレット



学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き

作成：令和3年5月

生活安全

概要

学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き



学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き

作成：平成24年3月

災害安全



学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開

作成：平成25年3月

災害安全

【内容】

第1章 学校防災の意義とねらい

第2章 学校における防災教育

第3章 学校における防災管理

第4章 災害安全に関する組織活動

第5章 防災教育における防災教育の展開例

*東日本大震災を踏まえて平成10年作成の資料を改訂。防災教育の目標を発達の段階毎に整理し、具体的な指導場面の展開例も掲載されている。



小学校新1年生向けリーフレット「クイズでまなぼう！たいせつないのちとあんぜん」

令和3年4月改訂

生活安全 交通安全 災害安全



やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック

作成：令和3年3月

生活安全 交通安全

見守り活動に関わる全ての方々に参考としていただける内容です。是非印刷・製本のうえ、各地域でご活用ください。



文部科学省交通安全業務計画

交通安全



学校における転落事故防止のために

作成：平成20年8月

生活安全



地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集

作成：平成23年3月

生活安全



「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理

作成：令和2年3月

学校安全全般

【内容】

1. 詳細調査の概要
2. 各事件事例の概要
3. 事故発生の要因と事後対応の的確性
4. 調査委員会による事故の検証
5. 提言された対策
6. 詳細調査報告書の記載方法

【参考】詳細調査報告書の記載フォーム（例）

第2次学校安全の推進に関する計画



作成：平成29年3月

学校安全全般

これまでの国の取組の検証や社会情勢の変化等を踏まえ、平成29年度から5年間における施策の基本的方向と具体的な施策について明らかにするもの。

大臣官房 文教施設企画・防災部作成



安全で快適な学校施設を維持するために

作成：平成13年3月

学校施設の状態をもっとも身近に感じられる教職員のみなさんに特に気をつけていただきたい点検のポイントをまとめたパンフレット



学校施設における事故防止の留意点について

作成：平成21年3月

生活安全

本報告書では、小学校及び中学校を中心に、学校施設内の様々な場所で起こる事故全般について、計画・設計段階における事故防止の留意点及び、計画・設計段階から利用段階までの各段階における学校施設の安全対策の考え方全体について、具体事例を紹介しながら取りまとめています。



災害に強い学校施設の在り方について ～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～ 報告書

作成：平成26年3月

津波災害が想定される地域における学校施設の在り方や、地域の避難所となる学校施設の在り方について、それぞれ基本的な考え方と具体的な計画・設計上の留意点を示すとともに、これらの内容についてQ&A形式で分かりやすく示しています。



学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）・（追補版）

作成：平成27年3月、平成31年3月

天井や外壁などの非構造部材について学校（学校教職員）による日常的な点検と、学校設置者による定期的な点検に分け点検や対策のポイントを写真やイラストを用いて分かりやすく解説しています。



子供たちの安全を守るために-学校設置者のための維持管理手引-

作成：平成28年3月

建築基準法や消防法の規定に基づき、学校設置者が実施すべき維持管理の必要性や制度の概要等を取りまとめたパンフレット

「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言

作成：平成28年7月



熊本地震における被害や避難の状況等を踏まえ、災害に対する学校施設整備について、これまでの取組の効果を検証するとともに、安全性や防災機能の確保など、今後、特に重要となる課題について、緊急提言として示しています。



学校施設におけるブロック塀等の安全点検等について

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震による学校のブロック塀の倒壊事故を受け、文部科学省では、学校施設におけるブロック塀等の安全点検や安全対策の状況を調査し、結果を取りまとめたものを示しています。



学校施設の維持管理の徹底について（通知）

作成：平成27年10月30日

会計検査院報告を踏まえ、学校施設の維持管理の徹底を図るよう要請した通知



体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）

作成：平成29年5月29日

消費者庁の消費者安全調査委員会の意見を踏まえ、体育館の床板の適切な維持管理の徹底を図るよう要請した通知



避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査の結果について

作成：令和元年8月28日

学校施設における防災機能の向上の観点から、避難所となる全国の公立学校施設の防災機能の保有状況等について調査し、結果を取りまとめたものを示しています。



避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集

作成：令和2年3月

避難所となる学校施設の防災機能強化等に向けた取組を推進するため、学校施設の防災機能強化に取り組む学校や地方公共団体を調査し、事例集としてとりまとめましたのでお知らせします。



台風等の風水害に対する学校施設の安全のために

作成：令和2年3月

台風や集中豪雨等により発生する風水害に対して、学校施設の安全の確保や被害の軽減のため、各学校の設置者及び管理者において、主に施設面について点検、実施されることが望まれる措置等のポイントをまとめたものです。また、これらに関連する管理運営面等についても一部記載しています。



学校における子供の心のケア－サインを見逃さないために－

作成：平成26年3月
生活安全



平成24年度「非常災害時の子どもの心のケアに関する調査研究」報告書

作成：平成25年7月
災害安全

研究開発局 地震・防災研究課作成



「地震をみてみよう」解説編

作成：平成27年3月
災害安全
「地震をみてみよう」を授業などで活用していただくためのポイントをまとめた冊子です。



地震を正しく恐れる

作成：平成26年12月
災害安全
中学生・高校生以上を対象に、地震によって起こる現象や被害、最先端の地震研究、減災・防災対策を紹介しているパンフレットです。



地震をみてみよう

作成：平成26年8月
災害安全
子どもを対象に、「地震を知ろう－地震災害から身を守るために－」の入門編として作成したパンフレットです。



地震を知ろう－地震災害から身を守るために－

作成：平成26年2月
災害安全
子どもを対象に、地震についての正しい知識を持ち、地震に対して備えることの大切さを理解するために作ったパンフレットです。
※「子ども」は小学生を想定しております。

[お問い合わせ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンク・著作権](#)

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology